

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院生研究
2010年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	法学 研究科	法学政治学 専攻
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年		氏名
	法学研究科 法学政治学専攻 5年		韓 都 律 印
指導教員	所属・職名		氏名
	法学部・教授		舟田正之 印
自然・人文・社会の別	自然 ・ 人文 ・ 社会	個人・共同の別	個人 ・ 共同 名
研究課題名	優越的地位の濫用規制に関する諸考察		
研究組織	在籍研究科・専攻・学年		氏名
研究期間	2010 年度		
研究経費	200 千円		

研究の概要 (200～300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

独占禁止法は私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法を禁止しているが、優越的地位の濫用規制は不公正な取引方法に属する1つの規制手段である。本規制は従来から不公正な取引方法の中での位置付け、その規制の解釈論等について様々な論争が行われてきた。

そして、本研究は、優越的地位の濫用規制の歴史的な位置づけ、実態の理論的解明、独占禁止法の法体系における本規制の理論的性格付け、具体的解釈論を展開し、かつ、実際の適用事例を実態に即して解明し、それらを類型化し、より緻密な解釈論を展開することを目指したものである。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[不公正な取引方法] [優越的地位] [濫用]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

2010 年度立教 SFR により、2011 年 3 月博士論文の提出ができた。以下では、博士論文の概要を整理することで研究成果を示す。

第一章では、主に資本主義と近代市民法の展開、そして独占禁止法の生成過程について論ずる。

日本は欧米と異なる資本主義の展開を見せてきており、また、西欧でみられる市民社会の経験がないため、日本の取引社会は、優越的地位にある事業者が劣等な地位にある事業者または消費者に対して不当な不利益を与えるような取引が数多く行われている。すなわち、事業者間または事業者と消費者間の取引において、事業者および消費者の独立性・自主性が奪われている場合が多いということである。

第二章では不公正な取引方法、公正競争阻害性、そして優越的地位の濫用規制について理論的な検討を行う。

① 不公正な取引方法は、独占禁止法の他の規制、特に私的独占および不当な取引制限とは性格が異なる、独自の性格を有する規制として位置づけられる。

② その独自の性格とは、「公正な競争を阻害するおそれ」(＝公正競争阻害性)という要件を、競争者および取引の相手方に対する相対的な力の不当な利用(＝濫用)がなされることと捉えることに基づく。

③ 優越的地位の濫用は、上述の不公正な取引方法の中で、取引の相手方に対する相対的な力の濫用を指すものと理解される。

④ 優越的地位の濫用によって、取引の相手方の「取引の自由」、すなわち、取引について自由かつ自主的に判断することが侵害されることが、本規制の根拠である。

第三章では、優越的地位の濫用規制について、経済的・社会文化的な観点から検討を行う。

① 優越的地位の濫用は、取引当事者間の曖昧な契約内容・取引条件と閉鎖的な取引慣行などが組み合わされて生まれる。

② 優越的地位の濫用は、ホールドアップの状況、すなわち、取引の一方の当事者が他に転換・転用するのが容易でない投資(「取引特殊的投資」)をした後に、他方の取引当事者によって行われる場合が典型であるが、必ずしもこのような場合に限られるものではない。

③ 優越的地位の濫用規制は、競争力を持たない事業者を保護するための規制ではなく、各取引当事者が「取引の自由」、すなわち、取引について自由かつ自主的に判断することを確保することによって、「公正な競争」を実現しようとするものである。

第四章の第一節では、優越的地位の濫用規制の要件について、第二章の理論的把握を基礎にして解釈論を展開する。続く第二節で、優越的地位の濫用規制が問題となった、判例と審決、その他の事例を取り上げて検討する。

優越的地位については、それが明確な場合と不明確な場合を分けて考えることが必要である。優越的地位が明白に認定できる場合は次に濫用か否かを判断することになるが、優越的地位が必ずしも明確に認定できない場合には、優越的地位と濫用とを相関関係において捉えるべきである。

濫用とは、取引の相手方に「不当な不利益を与えること」であるが、この「不利益」とは経済的な意味だけでなく、事業者の自由かつ自主的な判断による自由な取引を妨害したこと自体が被行為者に「不利益」をもたらしているということを中心に判断すべきである。

研究成果の概要 つづき

第五章では、下請法の生成過程とその展開、および、その規制内容を網羅的に検討する。また、放送コンテンツ制作における下請法の問題点についても詳細な検討を行う。

第六章では、前半でフランチャイズ・システムにおける優越的地位の濫用問題を検討し、後半で、コンビニフランチャイズにおける諸事例を取り上げ、法的分析を行う。

フランチャイズ・システムには、大きなメリットもあるが、特にコンビニフランチャイズについては、紛争が多発していることが示しているように、ザーがジーに対し、過度の経営関与を行い、それに見合う利益が保障されず、優越的地位の濫用に当たる行為も少なくない。

フランチャイズ・システムに対しては、民法による一般的規制の他に、中小小売商業振興法と独占禁止法による規制があり、内容的に、開示義務型の規制、および、契約締結後における関係規制型の2つに分けられるが、いずれも現状では不十分である。

独占禁止法上は、開示義務型に属するぎまんの顧客誘引、および、両方の型にわたる優越的地位の濫用が適用可能であり、それらについて紛争類型ごとに解釈論を展開している。

第七章では、韓国の公正取引委員会が行った優越的地位の濫用規制に関する審決例を行為類型ごとに取り上げ、どのように優越的地位と濫用を判断しているかを検討する。また、優越的地位の濫用規制に関する少数の判例も取り上げ検討する。

第八章では、優越的地位と濫用について総括的な検討を行う。

これまで取り上げた諸事件を整理して示し、濫用は、以下の2つの類型化が可能であり、また、解釈論としても有益であるとした。

1. 取引過程における濫用と取引の内容をめぐる濫用

取引過程における濫用とは、優越的地位を利用して相手方の意思とは関係なく、一方的に取引の内容を決定し相手方に押し付けるような行為である。一方的に押し付けるという取引過程があれば、それは取引の相手方にとって不利益な取引内容だからであろうという「事実上の推定」が働くと解してよいと考えられる。

これに対し、取引の内容をめぐる濫用とは、優越的地位を利用して、契約内容が相手方に不利益になるようにすることである。取引当事者間の利益状況の不均衡から見て濫用とするのであり、取引の相手方の「不利益」がキーワードである。

2. 本質的に抑圧的・恣意的な力の濫用行為とそうではない濫用行為

本質的に抑圧的・恣意的な力の濫用行為は、例えば、「押し付け販売」の場合のように、優越的地位を前提にして、はじめて可能な行為であり、当該行為類型に形式的に該当することだけから、優越的地位と公正競争阻害性について「事実上の推定」をすることができる。これに対し、本質的に抑圧的・恣意的とはいえない力の濫用行為については、その公正競争阻害性の有無を個別具体的に判断する必要がある。すなわち、行為ごとに個別具体的に、当該劣等の地位にある事業者が得る利益との均衡等を勘案して合理的であると認められる範囲を超える場合に濫用と判断する。

上記のうち後者の、本質的に抑圧的・恣意的ではない力の濫用行為をみる際には、① 契約の本体部分（「主たる給付」、中核的部分）と、② それ以外の契約条件（「付随的条件」）の2つを区別することが可能であり、また、解釈論としても有益である。

第九章では、各章の検討結果をまとめ、さらに今後の研究課題を挙げる。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

2011年3月 博士論文提出(法学)

論文題名「優越的地位の濫用」